

法律診断



牟田美智代事務所

社会保険労務士・特定行政書士

厚生労働大臣認可・労働保険事務組合 どりかむ21 運営

TEL 052-681-6006

～プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラスチック新法)～

プラスチックが生まれてから廃棄されることなく、
何度も生まれ変わり使用される世界(サーキュラーエコノミー)を目指す法律

○成立の背景

近年、海洋プラスチックごみ問題、各国の廃棄物輸入規制強化等を受け、その利便性から幅広く利用され今や私達の生活に不可欠な素材である“プラスチック”を国内で資源循環させる体制をしっかりと構築し、次世代へ豊かな環境を残すべく制定された法律です。

○“素材”に焦点を当てたリサイクル法

これまでのリサイクル法は“製品”に焦点を当ててきましたが、新法はプラスチックという“素材”に焦点を当て、プラスチックを使用した製品の設計・製造から廃棄物の処理までのライフサイクル全体で資源循環を促すことを目的としています。

○対象となる“プラスチック”の定義

プラスチックを「プラスチック使用製品」「使用済プラスチック使用製品」「プラスチック使用製品廃棄物」「プラスチック副産物」の4種に区分、製品や業界の枠にとらわれずに減量・再資源化を図ります。なお、使い捨てプラスチックの使用抑制のため、無償提供されるフォーク、スプーン等12品目を「特定プラスチック使用製品」としています。

○廃棄物処理業者に関わる新法のポイント

排出・回収・リサイクルに関わる処理業者様へ関係してくるのが、以下3点です。

(1) 市区町村による分別収集・再商品化

市区町村が共同して分別収集し再商品化する方法の一つとして、日本容器包装リサイクル法の指定法人に委託する方法が規定されました。この指定法人から再商品化事業者として委託を受けると、再商

品化に関わることが可能になります。

(2) 製造・販売事業者等による自主回収・再資源化

これまで、店頭等で自主回収が進められてきましたが、自主回収・再資源化計画の認定を受けた事業者は、廃掃法の業の許可がなくても、他社の使用済プラスチック使用製品も含めて回収、再資源化ができるようになりました。ただし、認定を受けた場合であっても、業許以外(廃棄物処理施設の設置許可等)は引き続き廃掃法が通用されます。

(3) 排出事業者による排出抑制・再資源化

再資源化事業計画の認定を受けた事業者は廃掃法に基づく業の許可がなくても、プラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化事業を行うことができるようになりました。この場合も(2)と同様に、認定を受けた場合であっても、業許以外(廃棄物処理施設の設置許可等)は引き続き廃掃法が適用されます。

この新法により“プラスチック”の定義が明確化されましたが、プラスチックは発生状況や状態により有価物と判断されるケースも多々あります。ご存知のとおり廃棄物と有価物の取り扱いは明確なものがなく、判断に迷われた際にご相談いただくことが多くあり、行政ごとに見解が異なるのが常ですが、この新法も同様に、事例を重ねることで解釈が明確になっていくと思われます。廃プラスチック類を扱う会員様には、この新法の今後を見守っていただきたいと思ひます。



プラスチック新法の普及啓発ページ/環境省
詳細はこちらのページをご確認ください。